(10) 第7次三重県医療計画 評価表【小児救急を含む小児医療対策】

数値目標の状況

項目	策定時	目標	1年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後	6 年後
幼児死亡率 (幼児人口千人あたり)	0.11 【H28】	0.08 未満	0.11 【H29】	0.11 【H30】	0.15 【R 元】	0.10 【R 2】		
軽症乳幼児の救急搬送 率(乳幼児の急病によ る救急搬送のうち軽症 患者の割合)	75.4% 【H28】	70.0% 未満	74.5% 【H29】	75.4% 【H30】	75.7% 【R 元】	70.9% 【R 2 】		
小児傷病者救急搬送時 の現場滞在時間 30 分 以上の件数 ()内は重症以上で 搬送された件数	175 件 (0 件) 【H27】	90 件以下(0 件)	97 件 (1 件) 【H29】	88 件 (5 件) 【H30】	97 件 (0 件) 【R 元】	72 件 (1件) 【R2】		
小児の訪問診療実施 医療機関数	9 施設 【H27】	20 施設	14 施設 【H29】	_	9 施設 【R2】	23 施設 【R3】		
小児科医師数 (人口 10 万人あたり) ()内は実数	11.5 人 (208 人) 【H28】	13.3 人 以上 (241 人 以上)	11.5 人 (208 人) 【H28】	12.2 人 (219 人) 【H30】	12.2 人 (219 人) 【H30】	12.2 人 (219 人) 【H30】		

現状と課題

取組方向1:小児医療を担う人材の育成・確保

- ・医師修学資金貸与制度の運用により、令和3年度は、新たに41名に貸与を行い、令和3年度までの貸与者累計は、819名となりました。また、県では、三重県地域医療支援センターにおいて、医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着を図るとともに小児科医等の専門医取得のためのキャリア支援を行っています。
- ・三重県地域医療支援センターにおいて、若手医師が地域の医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できるキャリア形成プログラム(小児科を含む)を医師修学資金貸与者等に利用してもらうよう働きかけを行いました。
- ・専門医制度について、小児科医等の専門医の確保に向けた環境整備を進め、令和3年度の 小児科専門研修プログラムに専攻医5名の登録がありました。
- ・若手医師の教育体制を充実させるため、臨床研修医の育成を目的とした臨床研修医定着支援事業(1団体)を実施しました。
- ・女性医師の占める割合が高い小児科の医師確保につなげるため、子育て医師等復帰支援事

業を通じて、宿日直等免除等(3医療機関)の就労環境改善を支援しました。また、子育 て中の看護職員が安心して働き続けられるよう、病院内保育所への運営支援(25 施設) を行うほか、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境改善に取り組む医 療機関を支援しました。

- ・医療機関における NICU において、新生児医療に従事する医師に手当を支給する事業に対して補助を行い、新生児医療担当医の処遇改善を図りました。
- ・上記のとおり取組みを進めていますが、小児に関わる診療科の医師が不足していることから、引き続き、小児科医等の専門医の確保・育成を図る必要があります。
- ・国主催の災害時小児周産期リエゾン研修を産科、小児科の医師5名が受講しました。また、 災害時に小児、新生児、妊産婦に必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構 築を図るため、三重県災害時小児周産期リエゾン協議会を開催し、訓練企画や情報収集体 制等を検討しました。さらに、災害対応時における連絡体制を確認するとともに、災害時 の小児・周産期にかかる搬送調整にあたっての課題を検証するため、三重県総合防災訓練 にあわせ三重県災害時小児周産期リエゾンの情報伝達訓練を実施し11名が参加しました。 引き続き、災害時小児周産期リエゾンの委嘱を進めるとともに、訓練等を通じて活動体制 を整備していく必要があります。

取組方向2:地域差のない小児医療提供体制の充実

- ・三重県内の小児医療圏は救急医療を含め、重なり合うゾーンディフェンスでの体制を敷く ことで、地域差のない小児医療の提供を行っています。
- ・三重大学医学部附属病院において、小児科医の不足する地域の医療機関に対し、小児科医 の派遣を行いました。
- ・県立子ども心身発達医療センターにおいて、隣接する三重病院と定期的な合同カンファレンスを行い、機能の連携を進めました。さらに、遠方で定期通院が困難な場合でも診察が受けられるよう、尾鷲総合病院においてサテライトクリニックの外来診療を実施しました。
- ・県内の適切な医療提供を確保するため、小児医療提供体制の効率化への集約化・重点化を 関係者の協力の基で検討します。

取組方向3:小児救急医療体制および予防的支援の充実

<小児救急医療>

- ・「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」や「子どもの救急対応マニュアル」により、子ども の病気やケガ等に関する相談対応や、家庭における応急手当等の情報提供を行いました。 また、救急医療情報センターにおいて、リーフレットや「おやくだちカード」を保育園等 に配布し、啓発に努めました。
- ・みえ子ども医療ダイヤル子育てセミナーを開催し、みえ子ども医療ダイヤル(#8000)の 啓発を行いました。
- ・みえ子ども医療ダイヤル(#8000)委託事業者に対して、厚生労働省が実施する#8000対

応者研修を斡旋し、相談員の質の向上や対応の均一性を図りました。

- ・マスメディアや「県政だよりみえ」等を活用して、みえ子ども医療ダイヤル(#8000)や 救急医療情報センターの周知、救急車や救急医療機関の適正利用に関する啓発に取り組み ました。
 - ○みえ子ども医療ダイヤル (#8000) による相談件数 令和元年度 12,048 件、令和 2 年度 7,075 件、令和 3 年度 6,331 件(12 月末時点)
- ・「医療ネットみえ」や救急医療情報センターコールセンターにおける電話案内により、症状の軽い病気やケガなどの際に受診可能な医療機関の案内等、小児を含めた初期救急医療の情報提供を行いました。また、休日や時間外に診療を行う医療機関が増えるよう、救急医療情報システムに参加する医療機関の増加に努めました。
- ○ホームページアクセス(活用)件数 令和元年度 342,628 件、令和 2 年度 202,937 件、令和 3 年度 127,035 件(11 月末時点)

令和元年度 9,585 件、令和 2 年度 4,370 件、令和 3 年度 5,231 件(12 月末時点)

○システム参加医療機関数

○コールセンターにおける電話案内件数(小児科分)

令和元年度 713 機関、令和 2 年度 699 機関、令和 3 年度 723 機関(12 月末時点) (小児科応需機関 158 機関)

- ・休日・夜間の小児救急医療体制の整備に向けて、小児救急医療拠点病院や輪番制による小児救急患者の受入れを行っている病院等における小児科医の確保に必要な経費を補助しました。
- ・小児患者に対応できる医師を増やすため、内科医等、小児救急医療に携わる可能性のある 医師を対象とした小児救急医療研修を開催する取組に対し必要な経費を補助しました。
- ・みえ子ども医療ダイヤル(#8000)や医療ネットみえ等による小児救急医療情報の提供を行うとともに、引き続き、小児初期救急及び二次救急医療体制の充実を図る必要があります。

<予防的支援>

- ・医師会、産婦人科医会、小児科医会、精神科病院会、県等との協働により、「みえ出産前後からの親子支援事業」にて、産婦人科医の紹介で、出産前後に小児科医から子育てについて相談指導を行うことで、保護者の育児不安の軽減を図りました。
- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、関係機関や専門家で死因を多角的に究明し、予防策を検討しました。また、令和2年度の「予防可能な子どもの死亡を減らすための取組に関する提言」に対する取組として、パンフレット「はじめてのおかあさんへ」に乳幼児突然死症候群の予防策について掲載すること等により、子どもの安全な睡眠環境づくりを推進しました。
- ・県内どの地域においても妊産婦や乳幼児に必要なケアが継続的に提供されるよう地域の

実情に応じた母子保健体制の構築をめざし、各市町において母子保健活動の核となる人材 を育成するとともに、母子保健体制構築アドバイザーによる市町支援を行いました。

取組方向4:療養・療育支援体制の充実

< 小児在宅医療 >

- ・医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、地域ネットワークへの側面的支援を行い、支援体制の強化と連携の推進を図りました。また、医療的ケア児・者コーディネーター養成研修、障害福祉サービス等事業所職員向け医療的ケア・スキルアップ研修、地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能構築研修を開催し、医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿の拡充に努めました。
- ・令和3年9月1日よりスーパーバイズチームによる支援を開始しました。
- ・三重大学医学部附属病院小児・AYA がんトータルケアセンターと連携し、医療関係者に対する研修会を開催するとともに、保健・医療・福祉・教育等の多職種が集まる研究会を開催し、医療的ケア児一人ひとりに対応できるよう人材育成に取り組みました。また、医療的ケア児のライフステージの各時期(在宅移行期、生活安定期、就園・就学移行期、学童期、就労移行期)に起こりうる課題を抽出するため、医療的ケア児の家族向けの生活実態調査を実施するとともに医療的ケア児に関わる医療関係者向けのアンケート調査を実施しました。
- ・三重病院および桑名市総合医療センターが実施する日中一時支援事業に要する経費を補助しました。
- ・医療的ケアが必要な障がい児・者を十分に理解して相談支援を実施できる相談支援専門員 (医療的ケア児・者コーディネーター)や、医療的ケアに対応できる人材(医師、看護師、 介護職員等)について、今後も引き続き人材育成に取り組む必要があります。また、医療 的ケア児のライフステージの各時期に起こりうる課題に対応できるよう、医療的ケア児と その家族の在宅生活の実態に応じた支援体制を整備するとともに、医療的ケア児の家族の 負担を軽減するため、引き続きレスパイト・短期入所等の社会資源の拡充を図る必要があ ります。

<発達支援>

・地域において途切れのない発達支援が行われるよう、市町に対し、保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の充実を働きかけるとともに、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」等の専門人材の育成を行いました。

令和4年度の取組方向

取組方向1:小児医療を担う人材の育成・確保

・令和元年度に策定した「三重県医師確保計画」に基づき、特に医師確保対策の必要性が 高い小児科、産婦人科について専門医の確保を図ります。

- ・今後、県内医療機関で勤務を開始する修学資金貸与者等が段階的に増加することが見込まれることから、三重県地域医療支援センターにおいて作成するキャリア形成プログラムについて、より多くの若手医師の利用を促進します。さらに、専門医制度については、小児科医等の専門医の確保に向けた環境整備を進めます。
- ・引き続き、子育て医師等が就労を継続するとともに、復帰しやすい就労環境改善を進める 医療機関の取組を支援することで、小児科医等の医師確保につなげていきます。また、各 医療機関に対し、病院内保育施設の整備等の働きやすい勤務環境改善の取組を促すため、 「女性が働きやすい医療機関」認証制度の運用等、勤務環境改善への支援を行い、女性医 師の占める割合が高い小児科医等の医師確保につなげていきます。
- ・災害時小児周産期リエゾンの委嘱を進めるため、引き続き、国の研修を活用した人材の養成を図ります。また、訓練等を通じて活動体制を整備していきます。

取組方向2:地域差のない小児医療提供体制の充実

- ・三重県内の小児医療圏は、引き続き、ゾーンディフェンスでの体制を敷き、地域差のない 小児医療の提供を行います。
- ・三重大学医学部附属病院において、小児科医の不足する地域について、引き続き小児科医 の派遣を行います。
- ・発達障がい児への対応について、県立子ども心身発達医療センターにおいて連続講座を実施し、地域の医療機関に対し児童精神科医療にかかる技術の提供に努めます。
- ・県内の適切な医療提供を確保するため、小児医療提供体制の効率化への集約化・重点化を 検討していきます。

取組方向3:小児救急医療体制および予防的支援の充実

< 小児救急医療 >

- ・子どもの病気やケガなどの相談や家庭における応急手当や疾病に関する知識の周知を図るため、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」等を活用した情報提供を行います。また、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」の周知に継続して取り組むとともに、電話相談の質の向上を図ります。
- ・休日・夜間応急診療所等、小児救急医療情報の提供を行うとともに、救急医療情報システムについて、休日、時間外に診療可能な医療機関が増加するよう、医師会等関係機関と連携し、新規開業医療機関を中心に加入促進に努めます。
- ・小児救急医療拠点病院や二次救急医療機関の輪番制による小児救急患者の受入れについて、引き続き支援を行います。

<予防的支援>

・産婦人科・小児科・精神科分野及び行政等の円滑な連携により、産前から産後における支

援体制を強化するため、病病連携や病診連携等の取組を評価するとともに支援します。

- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、関係機関や専門家で死因を多角的に究明し、予防 策を検討します。
- ・各市町の母子保健体制の核となる人材の育成や体制整備等への支援を行うことで、県内の どの地域においても安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。
- ・児童虐待早期対応に対する情報共有等のため、医療機関との連携会議を開催します。

取組方向4:療養・療育支援体制の充実

< 小児在宅医療 >

- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和 3 年 6 月 18 日に公布され 令和 3 年 9 月 18 日に施行されたことをふまえ、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター(仮称)」(以下、「センター」という。)を設置します。
- ・センターでは、医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、家族等への相談・情報提供・助言を行うとともに、地域ネットワークへの側面的支援を行います。また、医療的ケア児・者コーディネーター養成研修、障害福祉サービス事業所等職員向け医療的ケア・スタートアップ(スキルアップ)研修等を実施し人材育成を行います。さらにスーパーバイズ(支援者支援及び地域づくり支援)を実施し、医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿の一層の拡充に努めます。
- ・三重大学医学部附属病院小児・AYA がんトータルケアセンターによる、医療関連団体と連携した研修会の開催や、令和3年度に実施した調査から抽出した課題の解決に向けたスキルアップ研修会の開催、レスパイト施設拡充に向けた取組等を支援します。
- ・三重病院および桑名市総合医療センターにおける日中一時支援事業に対して、引き続き支援を行います。

<発達支援>

・途切れのない発達支援が行われるよう、県立子ども心身発達医療センターにおいて、市町 の発達支援相談総合窓口の中核となる専門性の高い人材を育成するとともに、乳幼児から 学齢期、成人期への円滑な支援引継ぎに取り組みます。